

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和5年9月定例会

受 理 番 号	6	受 理 年 月 日	令 和 5 年 8 月 2 5 日
請 願 ・ 陳 情 者	渋川市金井1429番地7 渋川北群馬民主商工会 会長 狩野 哲夫		
紹 介 議 員	加藤 幸子		
付 託 委 員 会	総務市民常任委員会		
<p>国に対し「適格請求書保存方式（インボイス制度）の10月からの実施延期と制度の中止を求める意見書」を送付することを求める                  請願書</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>インボイス制度とは、税率を変更しない消費税の増税です。</p> <p>コロナ禍・戦争・物価高が襲う前の2016年に決められたインボイス制度を、ゼロゼロ融資の返済が本格化し、倒産件数が増え、実質賃金が15カ月連続マイナスとなる今、開始しなければいけない理由はどこにもありません。増税分は、「免税事業者」「課税事業者」「消費者」の誰かが負わされることとなります。「誰か」を決めるのは、市場の力関係であり、現場の人間の骨の折れる折衝です。弱い立場にある免税事業者は課税事業者への転換を迫られ、従った場合には重い納税と事務負担が発生します。</p> <p>免税事業者のままだった場合、取引からの排除、もしくは値下げを強要される可能性があります。免税事業者にとってはどちらを選んでも地獄の選択となるゆえ、「インボイスを機に廃業を考える」と答えた事業者は、アニメ・漫画といったエンタメ業界で2～3割、建設業界では1割にのぼります。</p> <p>生み出す商品・サービスのクオリティやスキルの前に「インボイスの有無」が取引の線引きになるインボイス制度は、自由な商取引をゆがめ、新規参入を拒み、若手の成長や起業を妨げれば産業は衰退し、文化の多様性をも損なうこととなります。</p> <p>制度開始前からインボイス未登録を理由にした一方的な値下げや取引からの排除も散見されますが、「これは、独占禁止法違反に当たるおそれがある」と公正取引委員会は警鐘を鳴らします。</p> <p>しかし、実際には「切られた理由」が分からないまま仕事を失うケースが多く、発注元に身元が割れることを危惧して公正取引委員会へ通報がしにくい弱い立場にある免税事業者は、ますます声を上げられない状況に追いやられています。</p>			

実務の現場では、取引相手が「免税/課税事業者であるか」「本則課税/簡易課税制度を使っているかどうか」といった、これまでは必要のなかった極めてプライベートな、慎重を要するデータの取得・管理に迫られることとなりますが、その作業は一切、生産性に寄与しません。また、インボイス発行事業者登録サイトにおいて、簡単なプログラミングで個人事業主の本名といった情報が一括ダウンロードできる脆弱なセキュリティは、個人情報保護の観点から逸脱していると言わざるを得ません。

各業界から反対の声が上がる中、開始半年前になって激変緩和措置が講じられたことにより、インボイス制度は経過措置や特例だらけのより煩雑なものとなり、税の三原則「公平・中立・簡素」にも逸脱しています。

唯一の制度導入理由である「複数税率の下での適正な課税」については、立法根拠となる「不適正な事例」の件数すら政府・財務省から提示されず、法案成立から7年たった現在も、道理の通った説明がありません。

最後に、免税事業者がインボイス反対の声を上げると、「脱税」「ピンハネ」といった誹謗中傷を受ける事態が後を絶ちません。しかし、財務省は消費税に「預り金」「益税」はなしという見解を国会で示しています。その見解の周知・広報を徹底し、免税事業者の尊厳が守られることを強く要請します。

インボイス制度は事業規模や業種にかかわらず、この国で生きる全ての人に影響があります（実際、制度導入で電気代が上がるのが国会で明らかになっています）。

上記のような理由から、インボイス制度の10月からの実施を延期し、その上で制度を中止することを強く求めます。

#### 【請願項目】

- 1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の10月からの実施延期と制度の中止を求める意見書を採択し、国に送付していただくこと。